「福井県民署名ML」へ送信　２０１５年４月１４日（火）23:43

高浜仮処分決定　感動しましたが・・・、たたかいはこれから

山本富士夫：「福井県民署名」実行委員会共同代表・福井大学名誉教授

福井地裁正面で、樋口裁判長による「決定」の旗出し（司法が再稼働を止める）を見、河合弁護士や海渡弁護士の話を聞いて、まず「高浜の再稼働は当分ない」と思い、私は感動して涙が出たほどでした。

しかし、国際交流会館での弁護団の説明や記者会見における質疑応答を聞いている間に、裁判には勝ったが、本当に高浜原発の再稼働を永久停止できるかどうか、私達住民は余程の努力をしないとそれは実現しないのではないかと、私は気の引き締まる思いでいっぱいになりました。

先ず、裁判所の「決定文」で入倉孝次郎京大名誉教授の発言を引用した点が引っかかりました。案の定、同教授は早速、「・・・事実誤認・・・行き過ぎた判決だ」とコメント（産経WEST）しています。関電は今後入倉教授発言・論文を利用して反撃して来るのではないかと勘ぐっています。仮に関電の反撃があっても、もちろん、内山弁護士や只野弁護士が、地震の非線形性に基づく予測の誤差を根拠にしっかり反論をできると思います。でもやはり今後の議論の火種になるだろうと思います。その議論は、裁判所の理解を得るためにもまた裁判期間の引き延ばし（その間は原発を再稼働できない）のためにも、大いにやってもらいたいと思います。

次に、裁判長は、今の「規制基準がゆるい」として「さらに厳しい基準とすべきだ」としている点が気になります。これについては、弁護団の戦略に関わるでしょうから、私からの深い説明を省略します。
しかし、この不安は、例えば、IAEAの多層防護のレベル５（重大事故が起きることを想定して、樹民が安全に避難できること）が日本の規制基準に書かれていない（つまり、IAEAの基準すら満たしていない）ことに関連します。つまり、日本の規制基準は、重大事故が発生した場合現実には避難できないことを、知っていながら、明示できないのです。

実は、たとえ規制基準に「安全に避難できること」を追加しても、フクシマ原発災害を踏まえた放射線防護や放射線環境保全の視点の議論がない中では、まだまだ十分厳しい基準とは言えるものはできないないだろうと思います。

超巨大な原子力発電システムを推進する超巨大な権力を持つ独裁的原子力ムラが「十分厳しい基準」など作れるはずがないことは、大多数の国民にとって明らかなことです。よって、この問題を今の裁判で争う相手（関電）は、原子力ムラの一部ですから、弱小です。私達の民主主義に基づくたたかいの本当の相手は、超巨大な権力を持つ独裁的原子力ムラです。私達のたたかいの道のりは、まだまだ遠いのですが、必ず到達しなければならないと思います。

なお、安倍首相が昨年(2014年4月)に原子力基本計画を改訂するとき閣議で「世界一厳しい基準」ということを言いました（今日のニュースでも菅官房長官は言っていました）が、そのようなことは、原子力基本法にも規制基準にも書かれていません。そのことは、河合弁護士が国際交流会館での記者会見で明言した通りです。国民は、独裁的権力を目指す安倍首相のウソにだまされないことを再度確認しておきたいものです。

私達は、今日の高浜原発差し止め仮処分の決定を受けて、まずは素直に喜んでおりますが、同時に、すべての原発が再稼働しなくなるまで、たたかう重大な覚悟を持つことになりました。

皆さん！頑張りましょう！